建物・設備・什器・住宅など幅広く補償



個人住宅
併用住宅
も対応！

岐阜県 火災共済は 中小企業のために！

岐阜県火災共済なら安心の補償と信頼

POW!

火災共済の3つの強み

① 手ごろな掛金

② 素早い対応

③ 相互扶助の精神

お問い合わせ
QRコード
まずはココカラ

KAPOW!

見直しチェックリスト

- ☐ 毎年いくら払っているか分からない
- ☐ 同じ補償なのに更新前より掛け金が高い
- ☐ 必要のないオプションがあるかも

岐阜県火災共済協同組合

岐阜市六条南2丁目
12番20号プリンス21

お電話でのお問い合わせ
058-272-3555
Mail : info@gifukyosai.skr.jp

主要業務内容
- 火災共済（普通・総合・新総合）
- 自動車事故費用共済（ハンドル共済）
- 経営者医療共済
- がん総合共済・がん医療共済

最適なプランを選べる商品構成



総合火災共済

普通火災共済



1 火災

失火や類焼による火災によって損害が生じたとき

※消防活動による水濡れ、破壊等を含みます。



2 落雷

落雷による衝撃または異常電流によって直接損害が生じたとき



3 破裂・爆発

ボイラの破裂やガスの爆発等によって損害が生じたとき

4 風災・雹災・雪災

台風、旋風、竜巻、暴風等の風災、雹災、または豪雪、雪崩による雪災によって、共済の対象の損害額が20万円以上となったとき

※損害の認定は1回の事故につき1敷地内ごとに、共済の対象すべてについて一括して行います。





5 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって損害が生じたとき



6 物体の落下・飛来・衝突

建物の外部からの物体の落下や飛来、車両の飛び込み等によって損害が生じたとき



7 水濡れ

給排水設備の事故による漏水、放水、溢水または他の戸室の事故によって水濡れの損害が生じたとき

8 騒擾・集団行動などに伴う暴力行為、労働争議

デモ、ストライキなどによる暴力行為や破壊行為によって損害が生じたとき





9 盗難

家財や設備・什器などの盗難、または盗難の際に建物、家財、設備・什器などが壊されたり、汚されたりしたとき

※預貯金証書はその口座から現金が引き出されたとき



さらに付いてくる“安心”

費用共済金













●住宅物件

単に住居のみに使用される建物、屋外設備、装置およびこれらの収容家財をいいます。

●普通物件

普通火災共済で住宅物件および工場物件に該当しないものをいいます。

●工場物件

作業人員常時50人以上、動力50kW以上、電力100kW以上使用のいずれかに該当する場合を工場物件といいます。

●出資金

組合にご加入の際は出資1口（１００円）をお預かりいたします。また、脱退される場合はお返しいたします。

※中小企業の事業者以外の方は員外利用者となりますので出資は必要ありません。

岐阜県火災共済協同組合

岐阜市六条南2丁目１２－２０プリンス21　0120-272-337

資料請求はこちら→

取扱代理所

羽島商工会議所

〒501-6241 岐阜県羽島市竹鼻町2635番地

TEL：058-392-9664